

平成 21 年度

国の施策及び予算に関する提案

平成 20 年 7 月

指 定 都 市

目 次

・ 提案事項	1
<税財政・大都市制度関係>	1
<個別行政分野関係>	2
・ 提案事項詳細説明	6
<税財政・大都市制度関係>	
1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分のは是正	7
2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化	8
3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設	9
4 道路特定財源の一般財源化のあり方	10
5 国庫補助負担金の改革	11
6 地方交付税の改革	12
7 新たな大都市制度の創設	13
<個別行政分野関係>	
8 保健福祉行政の充実	14
9 教育行政の充実	17
10 廃棄物処理事業の促進	18
11 環境保全対策の充実	19
12 災害対策の充実	20
13 都市基盤の整備促進	21
14 港湾の国際競争力の強化	24
15 住宅対策の充実	24
16 上水道事業の促進	25

国の施策及び予算に関する提案

指定都市では、近年における社会経済情勢の変化に伴い、住民福祉の充実、生活環境の整備、都市機能の活性化等大都市の財政需要は増加の一途をたどっていますが、これらの財政需要に対し都市税源は十分ではないうえ、社会資本整備等に充ててきた借入金の償還が将来にわたり大きな負担となるなど、財政運営は極めて厳しい状況にあります。しかしながら、今後とも、大都市が先駆的かつ先導的役割を果たすことが不可欠であり、行財政改革に徹底して取り組む一方、少子・高齢化対策や環境問題への対応、都市の再生、安全・安心な都市づくりなどの緊急かつ重要な施策については、積極的に推進していかなければなりません。

指定都市は、国から地方への税源移譲・権限移譲の一体的な実施による真の地方分権の実現に向け、以下のとおり提案します。

平成21年度国家予算編成にあたり、政府ならびに関係機関においては、この趣旨を踏まえ、適切な措置を講ずるよう強く要請します。

平成20年7月

指定都市市長会

札幌市長	上田文雄
仙台市長	梅原克彦
さいたま市長	相川宗一
千葉市長	鶴岡啓一
川崎市長	阿部孝夫
横浜市長	中田宏
新潟市長	篠田昭
静岡市長	小嶋善吉
浜松市長	鈴木康友
名古屋市長	松原武久
京都市長	門川大作
大阪市長	平松邦夫
堺市長	木原敬介
神戸市長	矢田立郎
広島市長	秋葉忠利
北九州市長	北橋健治
福岡市長	吉田宏

指定都市議長会

札幌市議会議長	畠瀬幸二
仙台市議会議長	赤間次彦
さいたま市議会議長	青羽健仁
千葉市議会議長	中島賢治
川崎市議会議長	鏑木茂哉
横浜市議会議長	吉原訓
新潟市議会議長	田村清里
静岡市議会議長	城内里
浜松市議会議長	内田幸博
名古屋市議会議長	うえぞのふさえ
京都市議会議長	富きくお
大阪市議会議長	多賀谷俊史
堺市議会議長	辻宏雄
神戸市議会議長	植中進
広島市議会議長	藤田博之
北九州市議会議長	中島慎一
福岡市議会議長	川口浩

[提案事項＜税財政・大都市制度関係＞]

1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分の是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

4 道路特定財源の一般財源化のあり方

道路特定財源の一般財源化にあたっては、地方の道路整備や財源配分の状況なども踏まえ、地方の意見を十分反映し、地方税財源の強化を図るとともに、地方が必要とする道路整備などの事業を地方の裁量で行えるよう、地方分権の趣旨に合致した改革を進めること。

5 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

地方の自由度の拡大につながらない単なる国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

6 地方交付税の改革

地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

7 新たな大都市制度の創設

現行の指定都市制度を抜本的に見直し、一元的・総合的な事務権限と役割分担に見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度を創設すること。

[提案事項＜個別行政分野関係＞]

8 保健福祉行政の充実

(1) 生活保護制度の抜本改革

生活保護制度の抜本改革を行うこと。

(2) 児童福祉施策の拡充

- ア 次世代育成支援の着実な推進を図るために必要な財政措置を講ずること。
- イ 新待機児童ゼロ作戦を着実に推進するために必要な財政措置を講ずること。
- ウ 児童虐待防止のため、十分な対応を行うこと。

(3) 国民健康保険財政の確立

- ア 安定的で持続可能な健康保険制度を構築するための改革を早急に実現すること。
- イ 特定健診等の実施状況により後期高齢者支援金額を調整する仕組みを見直すこと。
- ウ 保険財政共同安定化事業について、財政措置を講ずること。

(4) 障害者自立支援法等の円滑な実施

- ア 利用者負担については、国の責任において負担軽減策を講ずること。
- イ 制度の円滑な実施を図るための財政措置を講ずること。

(5) 介護保険制度の円滑な実施

- ア 介護人材確保に向けた介護報酬の見直しを行うこと。
- イ 介護保険制度の円滑な実施に向けた適切な対応を行うこと。
- ウ 必要な低所得者対策を国の責任において実施すること。

(6) 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の円滑な運営

- ア 国が責任を持って、地方の取組みとも連携しながら、制度の趣旨や仕組み等について、国民の理解が得られるよう十分な広報を迅速かつ確実に行うこと。
- イ 今後実施される制度の見直しに際しては、長期的な視点に立ち、制度の安定を図り、大都市においても業務が円滑に実施できるよう、十分な準備期間を確保するとともに、国の責任において必要な財政措置を講ずること。

(7) 医療提供体制の充実強化等

- ア 医師確保対策を推進すること。
- イ 救急医療体制を充実強化すること。
- ウ 市立病院への財政措置を充実すること。
- エ 原爆症認定期制を適切に運用すること。

(8) 新型インフルエンザ対策の推進

- ア ガイドラインの内容と整合するよう、法的整理を進めること。
- イ ワクチン等の備蓄を推進するとともに、医療資機材等の整備のため必要な財政措置を講ずること。

9 教育行政の充実

(1) 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

ア 県費負担教職員制度の見直しにあたり、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。

イ 学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

(2) 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっての財政措置等

ア 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたり、税源移譲による財政措置を講ずること。

イ 教職員配置の充実を図ること。

(3) 義務教育施設等の整備促進

学校施設の整備促進のための財政措置を講ずるとともに、防災機能強化のための施策の充実を図ること。

10 廃棄物処理事業の促進

(1) リサイクル制度の改善

ア 容器包装リサイクル制度について、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、再商品化手法に応じた引取り品質基準を設けるなど、地方自治体の実情に合わせた改善を行うこと。

イ 家電リサイクル法について、要件の見直しを含め法対象品目を追加するなどの見直しを行うこと。また、不法投棄対策として、自治体が活用しやすい、資金面を含めた関係者間協力体制を構築するとともに、リサイクル費用を前払い制とすること。

ウ 地方自治体による処理が困難な一般廃棄物について、拡大生産者責任の考え方に基づき、処理過程での安全性の確保や製品の引取り及び処理について、製造事業者の責務を明確にすること。

(2) 廃棄物処理施設整備の充実

循環型社会形成推進交付金制度の拡充を図ること。

11 環境保全対策の充実

(1) 地球温暖化対策の推進

ア 「京都議定書」以降の長期的な温室効果ガスの削減目標を早期に設定し、国、地方自治体が協力してその達成に向けた取組みを進めることができるよう、国として先導的な役割を果たすこと。

イ 省エネルギーの推進を図るとともに、新エネルギーの導入目標を高い水準に設定し、その達成を図ること。

ウ 吸収源対策やヒートアイランド対策として、緑化地域の規制が都心部においても有効となるよう、制度の早期強化を図ること。

エ 自動車の「平均燃費規制」を導入するとともに、エコドライブやアイドリング・ストップを推進すること。

(2) アスベスト対策の推進

- ア 大気汚染防止法に特定粉じん排出等作業時の大気中アスベストの濃度基準を設定し濃度測定義務を設けるとともに、迅速かつ正確な測定方法を検討すること。
- イ 吹付けアスベストの処理方法等に関する技術開発及びコストが低廉な処理技術の普及を図るとともに、吹付けアスベスト除去等の改善措置に対して、十分な支援措置を講ずること。
- ウ アスベスト対策を進めるため目標とすべき生活環境における環境基準を制定するとともに、室内環境中のアスベスト濃度の評価基準を設定すること。

12 災害対策の充実

(1) 震災対策の推進

公共建築物や公共構造物の耐震改修や防災公園等の整備のための必要な制度を充実すること。

(2) 水害対策の推進

- ア 総合的な都市型水害対策のための必要な制度を充実強化すること。
- イ 大規模な洪水被害対策に必要な措置の充実強化を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を講ずること。

(3) 総合的な支援体制の充実

- ア 消防救急無線デジタル化事業を推進するため、国の責任において必要な制度の充実強化を図ること。
- イ デジタル防災行政無線等、災害発生時における情報の収集・提供等のシステム構築を推進するため、必要な制度を充実強化すること。

13 都市基盤の整備促進

(1) 下水道整備の促進

老朽施設の改築・更新、浸水対策等のための財源確保及び制度拡充を図ること。

(2) 道路の着実な整備と財源の強化等

- ア 大都市に必要な道路整備のための財源を確保すること。
- イ 国直轄事業の地方負担については、廃止をすること。

(3) 都市河川整備の促進

都市水害から住民の生命・財産を守るため、都市河川の整備について、所要の財政措置を講ずること。

(4) 都市公園の整備及び緑の保全・創出の推進

- ア 都市公園の整備、緑地の保全・育成及び都市緑化の推進について、再整備を含めた必要な財政措置を講ずること。
- イ 都市における緑地の保全、緑化推進に係る税制上の施策の充実を図ること。
- ウ 緑地等が相続税対策のために物納された際には自治体への優遇措置を図ること。

14 港湾の国際競争力の強化

(1) 用途制限等に対する更なる規制緩和

- ア 港湾区域内の埋立地の用途や処分制限についての規制緩和を図ること。
- イ 港頭地区の工場建設等に対する税制面の優遇措置を図ること。

(2) 都市の安全・安心を支える港づくりへの支援

安全・安心対策のための港湾施設の整備及び維持管理に対する支援制度を充実強化すること。

15 住宅対策の充実

(1) 住まいの耐震性に関する信頼の確保

- ア 既存民間建築物の耐震化に向けた施策の充実強化を図ること。
- イ 建築物に対する市民の信頼確保に向け、より的確で実効性のある建築確認・検査制度の運用等について検討すること。

(2) 住宅セーフティネットの機能向上

公的賃貸住宅の計画的な整備・改善、適切な維持保全、管理の一層の適正化に向け、関連制度等の充実強化を図ること。

(3) 安全・安心で美しい住宅市街地への再編

- ア 住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等の推進に必要な措置を講ずること。
- イ 既存マンションの適切な維持管理や円滑な修繕・建替え等に向け、関連制度の充実強化を図ること。

16 上水道事業の促進

(1) 健全財政の確保に対する財政措置の拡充

水道事業経営基盤の安定を図るため、水道整備事業の推進にあたって、健全財政の確保に資する所要の財政措置を講ずること。

(2) 災害対策の推進に対する財政措置の強化

- ア 貯水施設、浄・配水施設、管路などの水道施設のライフライン機能強化や安全強化を図るために行う整備事業等の推進にあたり、所要の財政措置を講ずること。
また、安全対策事業に係る一般会計出資制度について、制度の拡充及び所要の財政措置を講ずること。
- イ 災害時における迅速な復旧を図るため、水道施設を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」第3条に規定する災害復旧事業の対象施設とすること。

[提案事項詳細説明]

<税財政・大都市制度関係>

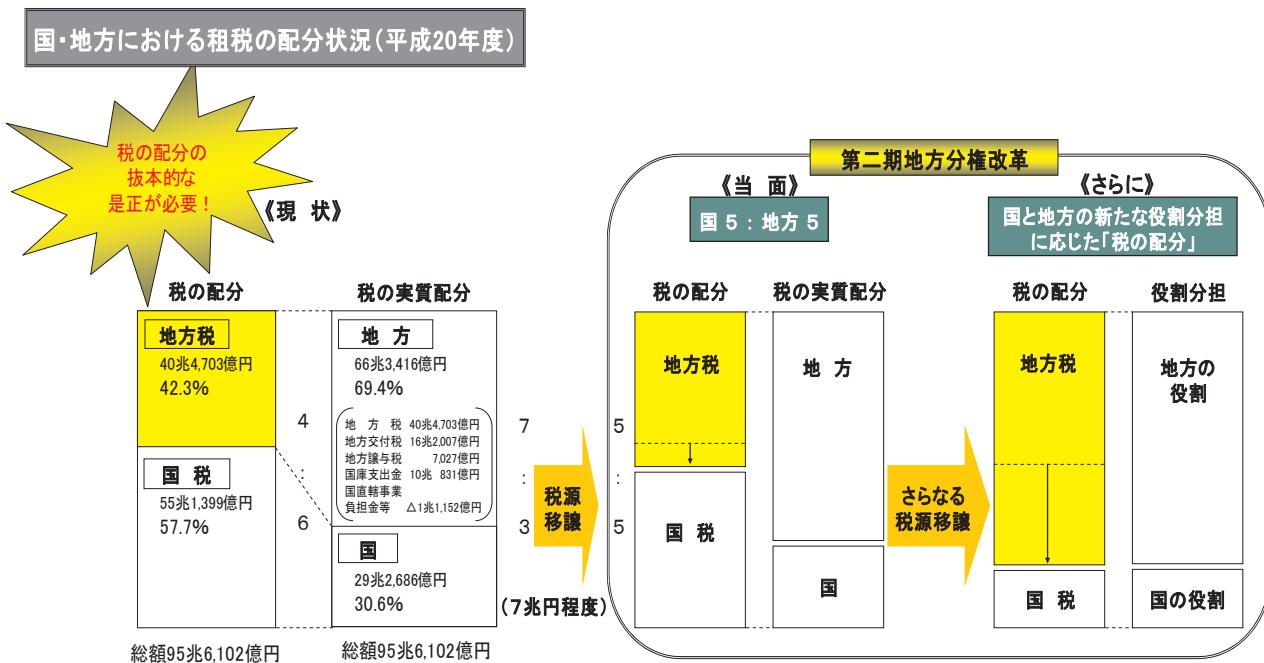
1 真の地方分権の実現のための国・地方間の税源配分のは是正

消費税、所得税、法人税など複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」を当面5：5とすること。

さらに、国と地方の新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。

所得税から個人住民税への3兆円規模の税源移譲が実現し、国・地方間の「税の配分」は6：4となったが、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるような真の地方分権を実現するためには、第二期地方分権改革の中で、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていく必要がある。



2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

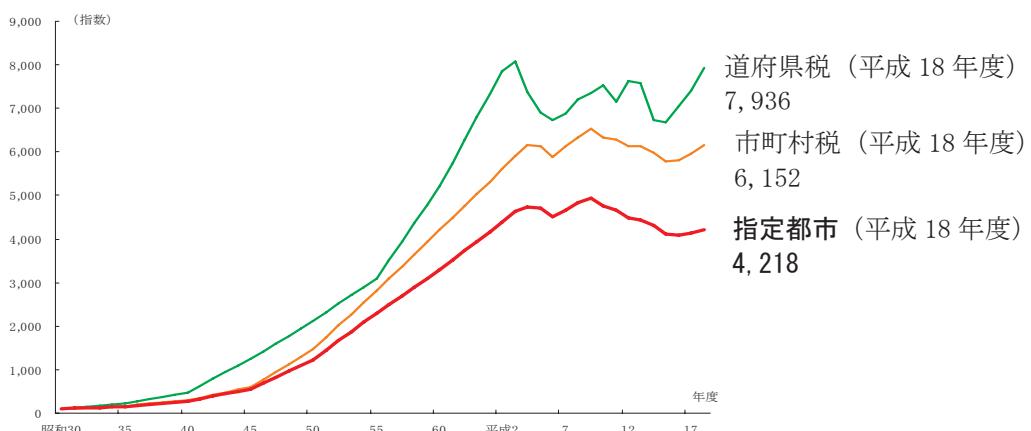
大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合を拡充強化すること。特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充強化すること。

大都市は特有の財政需要を抱えている一方、消費流通活動が活発に行われており、また、法人が産業経済の集積に伴う社会資本の整備などの利益を享受している。

基礎自治体である市町村、とりわけ指定都市においては、人口1人当たりの税収入の伸びは相対的に低い状況にあり、また、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

大都市特有の財政需要に見合う都市税源の確保の必要がある。

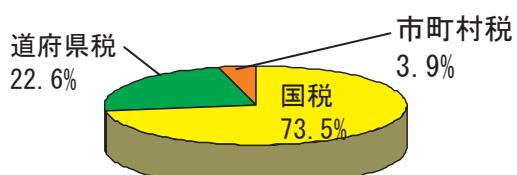
人口1人当たり税収の伸びの実態（昭和30年度：100）



(注) 平成2年度以前は5ヵ年ごと、平成2年度以降は各年度ごとの
決算ベースでの推移

消費・流通課税の配分割合

(平成20年度予算)



(注) 国税：平成20年度当初予算額
道府県税、市町村税：平成20年度地方財政計画額

法人所得課税の配分割合（実効税率）

市町村税

8.7%

道府県税

20.5%



(注) 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。

(注) 地方法人特別税は、税体系の抜本的改革までの暫定措置であり、その税収は、全額都道府県に譲与される。

都市的税目の配分割合が極めて低い！

3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県に代わって行っている事務について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

所要額が指定都市の税源として措置されていないため、受益と負担の関係にねじれが生じている。また、道府県費負担教職員給与費が指定都市の負担とされ、指定都市の負担がさらに増大することが想定される状況にある。

道府県に代わって負担している一定の事務（大都市特例事務。例えば、国道・道府県道の管理等）の経費を指定都市の税源として措置する必要がある。

大都市の事務配分の特例に伴う税制上の措置不足額

平成19年度予算に基づく概算

道府県に代わって負担している経費
(特例経費一般財源等所要額)

同左税制上の措置

4,506億円

地方自治法に基づくもの
土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国道・道府県道の管理等

2,935億円

税制上の
措置不足額

1,571億円

税制上の措置済額

道府県費負担教職員給与費が指定都市の負担とされると…
その影響額はさらに約8,400億円拡大!!(平成17年度決算)

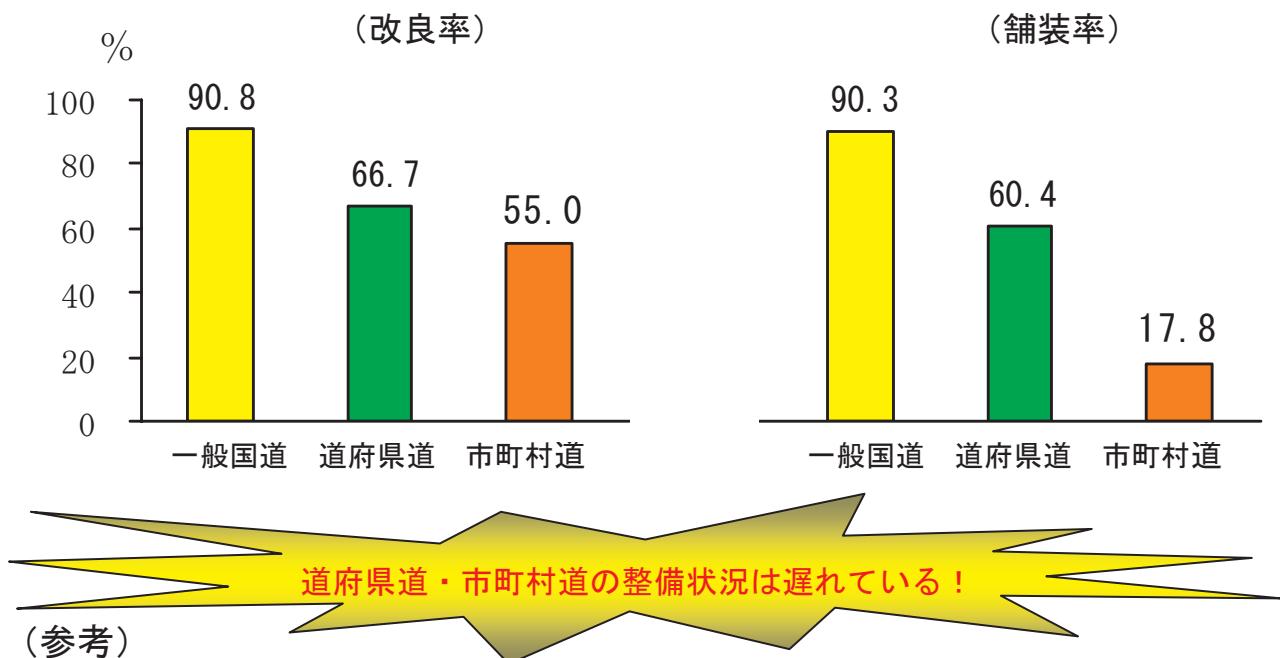
4 道路特定財源の一般財源化のあり方

道路特定財源の一般財源化にあたっては、地方の道路整備や財源配分の状況なども踏まえ、地方の意見を十分反映し、地方税財源の強化を図るとともに、地方が必要とする道路整備などの事業を地方の裁量で行えるよう、地方分権の趣旨に合致した改革を進めること。

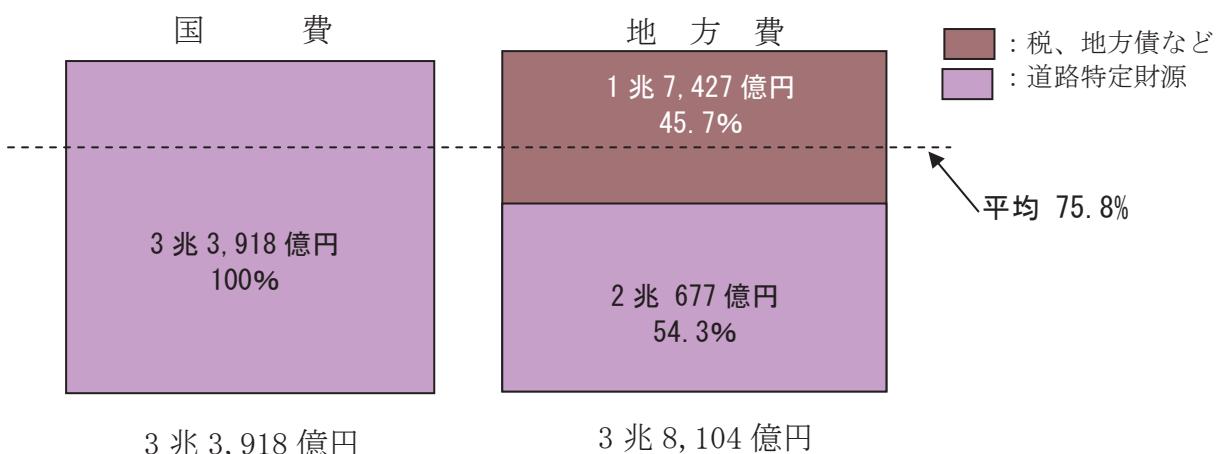
舗装率など道路整備の状況は、国道に比べ道府県道・市町村道の方が遅れており、かつ、道路特定財源の配分に関しては、国の道路整備事業には全額道路財源が充当されているのに対し、地方の道路整備事業には十分分配分されていない。道路特定財源の一般財源化にあたっては、こうした状況なども踏まえ、地方の意見を十分反映し、地方税財源の強化を図るべきである。

また、地方分権推進の立場から、地方が必要とする道路整備などの事業は地方の裁量で行えるよう、国と地方の役割分担、税財源のあり方などに関する改革を進めるべきである。

道路整備状況（平成 18 年 4 月 1 日）



道路整備事業費における国費・地方費別財源内訳（平成 20 年度予算）



5 国庫補助負担金の改革

国と地方の役割分担を明確にしたうえで、地方が担うべき分野に係る国庫補助負担金を廃止し、所要額を全額税源移譲すること。

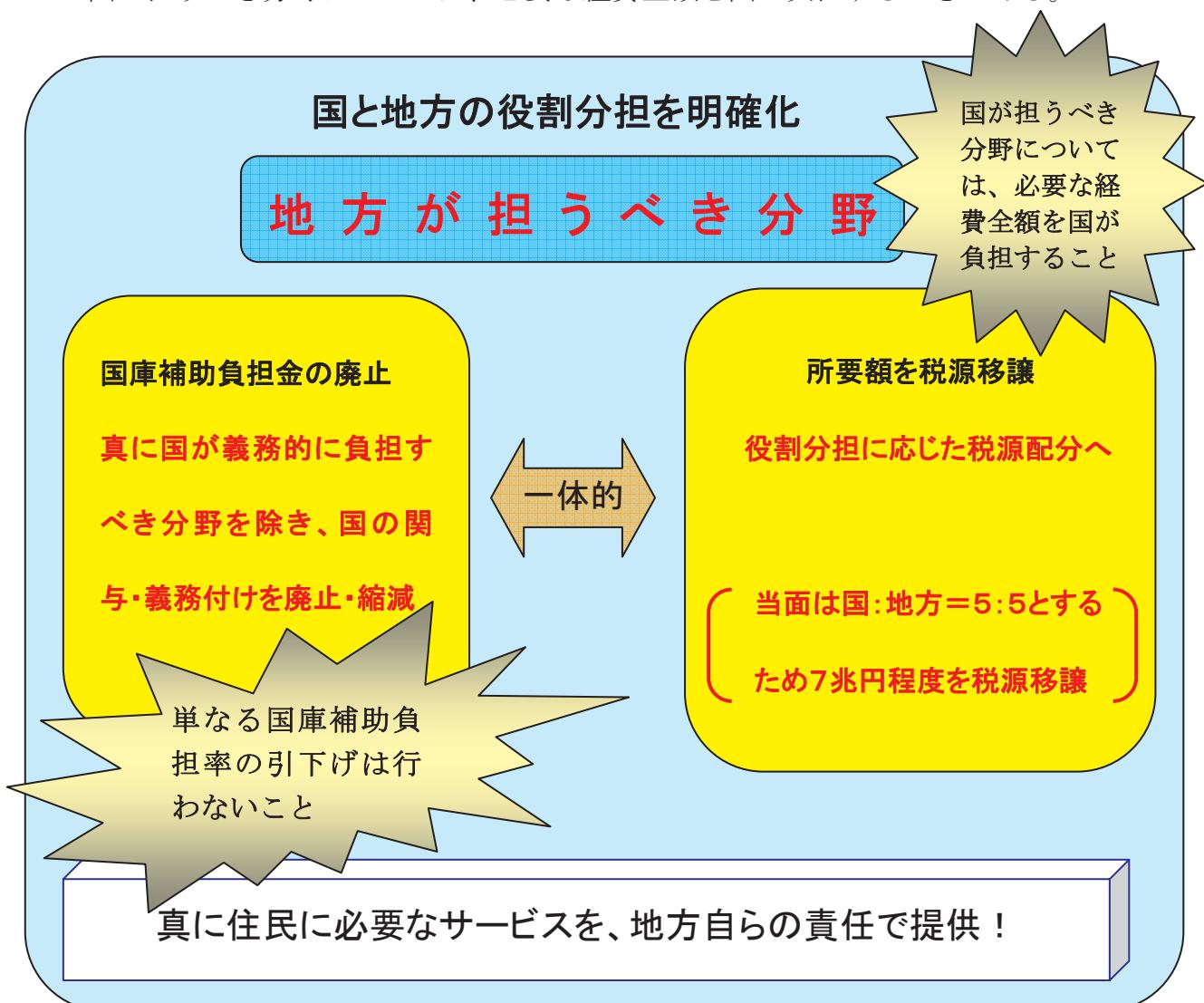
地方の自由度の拡大につながらない單なる国庫補助負担率の引下げは決して行わないこと。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担すること。

国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が義務的に負担すべき分野を除き、国の関与・義務付けを廃止・縮減しつつ、国庫補助負担金の廃止と税源移譲を一体で進めることで、真に住民に必要なサービスを地方自らの責任で自主的、効率的に提供することが可能となる。

特に、これまでの改革で行ったような单なる国庫補助負担率の引下げは、地方の自由度の拡大につながらないことから決して行わないことと、交付金化された国庫補助負担金についても、国の関与が依然として残ることから、廃止のうえ税源移譲を行うことを求めるものである。

国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するべきである。



6 地方交付税の改革

地方交付税は地方固有の財源であり、国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行わないこと。

国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、地方交付税の法定率引上げによって対応すること。

地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに予見可能性の確保に努めること。

地方交付税は、国の関与や義務付けによる事務事業を含め、地域社会に必要不可欠な一定水準の公共サービスを提供できるようにする、地方固有の財源である。その改革については、財源の保障機能と税源偏在の調整機能を分離することなく双方を重視するとともに、地方の役割や行政サービスの水準について地方と十分な議論を行ったうえで進めるべきであり、国の関与や義務付けの見直しを伴わない、国の歳出削減のみを目的とした根拠のない地方交付税の削減は決して行うべきではない。

また、国・地方を通じた歳出削減努力によってもなお生じる地方財源不足額の解消は、臨時財政対策債の発行等による負担の先送りではなく、地方交付税の法定率引上げによって対応すべきである。

さらに、地方交付税の算定にあたっては、大都市特有の財政需要を的確に反映させる仕組みを構築するとともに、予見可能性の確保に努めるべきである。

●全国総額

	平成15年度決定額	平成19年度決定額	削減額	削減率
地方交付税 (人口一人あたり)	18兆693億円 (14.1万円)	15兆2,027億円 (11.9万円)	△2兆8,666億円	△15.9%
地方交付税+ 臨時財政対策債 発行可能額 (人口一人あたり)	23兆9,455億円 (18.7万円)	17兆8,327億円 (14.0万円)	△6兆1,128億円	△25.5%

●指定都市総額

	平成15年度決定額	平成19年度決定額	削減額	削減率
地方交付税 (人口一人あたり)	8,585億円 (3.5万円)	5,299億円 (2.2万円)	△3,286億円	△38.3%
地方交付税+ 臨時財政対策債 発行可能額 (人口一人あたり)	1兆3,855億円 (5.7万円)	7,671億円 (3.1万円)	△6,184億円	△44.6%

(注) 1 平成15年度の指定都市総額には、平成19年度において指定都市となっている静岡市・堺市・新潟市・浜松市も含んでいる。

2 平成15年度において、指定都市の一人あたり地方交付税額は全国平均額の約3／10だったが、平成19年度においては約2／10まで下がっている。

7 新たな大都市制度の創設

現行の指定都市制度を抜本的に見直し、一元的・総合的な事務権限と役割分担に見合う自主財源を制度的に保障する新たな大都市制度を創設すること。

指定都市は、市民に最も身近な基礎自治体として行政サービスを提供するとともに、各圏域の中核都市として大都市特有の行財政需要に対応し、また、都市行政の最先端都市として全国の諸都市を先導する役割を果たしている。

しかしながら、50年以上前に「暫定的な措置」として創設された現行の指定都市制度は、様々な問題を抱えており、一般の市町村と同一の制度が一律に適用され、指定都市のポテンシャルを十分に発揮することのできない不十分な制度となっている。

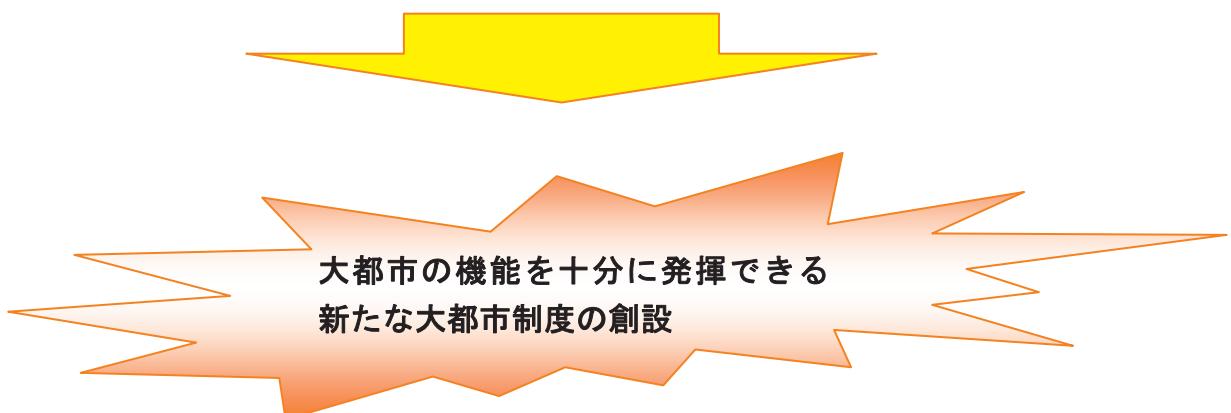
したがって、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、「基礎自治体優先の原則」を徹底する真の分権型社会にふさわしい新たな地方自治制度の先駆けとして、新たな大都市制度を創設すべきである。

新たな大都市制度においては、真に国・広域自治体が担うべき事務以外については、すべて一元的・総合的に大都市の事務とし、国・広域自治体による関与は原則として認めるべきではない。

以上のような新たな大都市制度の検討にあたっては、制定時の地方自治法に規定されていた、現行の道府県から大都市が独立して存在する「特別市」の制度や、第28次地方制度調査会において議論された、道州制の下で大都市やその周辺地域が一般の道州から独立して存在する「大都市州」の制度など、様々な制度のあり方を視野に入れて検討を行うべきである。

現行の指定都市制度の問題点

- 大都市への事務配分が特例的・部分的 ⇒ 一体的・総合的な行政運営が困難
- 役割分担に応じた税財源措置がない ⇒ 大都市特例事務の所要額に対する措置不足
⇒ 大都市特有の財政需要に対応できない
画一的な市町村税制
- 道府県との間の役割分担があいまい ⇒ 「二重行政」の弊害



8 保健福祉行政の充実

(1) 生活保護制度の抜本改革

生活保護制度の抜本改革を行うこと。

生活保護制度を時代に即した制度とするための改善が必要である。

地方が提案した「生活保護制度の抜本改革に向けての提案」や「新たなセーフティネットの提案」を真摯に受け止め、早急に国と地方の協議の場を設定し、制度の抜本改革を行うこと。

また、国の責任における制度運用として、本来、全額国庫負担とすべきであるが、少なくとも、当面現行負担率を堅持すること。

(2) 児童福祉施策の拡充

ア 次世代育成支援の着実な推進を図るために必要な財政措置を講ずること。

少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）を着実に実施するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき作成した各都市の行動計画を実効性のあるものにするため、必要な財政措置等を講ずること。

また、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略に掲げた「包括的な次世代育成の枠組みの構築」を図るための制度設計にあたっては、大都市が地域の実情に応じて着実に給付・サービスの整備ができるよう必要な財政措置等を講ずること。

イ 新待機児童ゼロ作戦を着実に推進するために必要な財政措置を講ずること。

待機児童を多く抱える大都市では、一定の基準を満たした認可外保育施設を認定・認証する制度の活用、土地の確保が困難な都市部における駅周辺の既存建築物活用や賃料補助による保育所整備の促進など、地域の実情に応じた待機児童解消施策を実施してきた。本年2月に策定された新待機児童ゼロ作戦を着実に推進するためにも、各都市が取り組む対策に対する財政措置を講ずること。

ウ 児童虐待防止のため、十分な対応を行うこと。

年々増加する児童虐待に対応するため、予防から家族の支援・保護・児童の自立に至るまで一貫した児童虐待防止施策の充実を図るとともに、必要な財政措置を講ずること。

とりわけ、被虐待児等要保護児童への支援の充実を図るため、児童養護施設等の職員配置基準改善や、処遇困難児に対する措置の拡充を図ること。

(3) 国民健康保険財政の確立

ア 安定的で持続可能な健康保険制度を構築するための改革を早急に実現すること。

市町村負担や保険料負担の増加を招くことのないよう、所要の財政措置を講ずるとともに、負担の公平化や制度の安定化を図るため、医療保険制度の一本化を行うなど、持続可能な制度を構築するための改革を早急に実現すること。

イ 特定健診等の実施状況により後期高齢者支援金額を調整する仕組みを見直すこと。

特定健診等の実施状況により各保険者が負担する後期高齢者支援金額を調整する仕組みについては、国民健康保険においては、他の被用者保険と比較して受診勧奨や指導が困難なことから、導入を見直すこと。

ウ 保険財政共同安定化事業について、財政措置を講ずること。

保険財政共同安定化事業については、保険者の負担が増加しないよう、国、都道府県による財政措置を講ずること。

(4) 障害者自立支援法等の円滑な実施

ア 利用者負担については、国の責任において負担軽減策を講ずること。

利用者負担については、緊急措置として、平成20年7月に低所得者の負担軽減や世帯の範囲について見直しが実施されたが、利用者が、生活実態に合ったサービスを継続的に安心して受けられる制度となるよう、国の責任において、低所得者及び障害児等に一層配慮した恒久的な負担軽減策を講ずること。

イ 制度の円滑な実施を図るための財政措置を講ずること。

本制度の実施に伴い、事業者は大幅な減収となっており、サービスの質の確保に大幅な影響を与えている。

障害児者が地域で安心して暮らすことができるよう、事業者の安定した経営の確保やサービス基盤等の整備を図るとともに、居住の場の確保や、移動支援など、今後も大きな需要が見込まれる地域生活支援事業について、必要な財政措置を講ずること。

平成20年10月に予定されている地域生活支援事業及び障害児施設給付費の支払事務の国民健康保険団体連合会への委託について、地方自治体ごとの制度の違いに柔軟に対応できるシステムを構築し、電算システムの運用に要する事務経費等について財政措置を講ずること。

(5) 介護保険制度の円滑な実施

ア 介護人材確保に向けた介護報酬の見直しを行うこと。

大都市においては、介護従事者の離職率が高く、人材確保が難しい等の状況にあるため、保険料の水準に留意しつつ、大都市における人件費等を反映した介護報酬の見直しを行うこと。

イ 介護保険制度の円滑な実施に向けた適切な対応を行うこと。

介護保険制度の見直し後の実施状況を十分に把握し、制度が長期にわたり安定した運営ができるよう適切な対応をするとともに、制度全般の具体的な運営方針について、国民への周知を国においても十分に行うこと。

ウ 必要な低所得者対策を国の責任において実施すること。

保険料や利用料の低所得者対策を国の責任において実施するとともに、地方自治体の財政負担が将来にわたって過重とならないよう十分な財政措置を講ずること。

(6) 後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の円滑な運営

ア 国が責任を持って、地方の取組みとも連携しながら、制度の趣旨や仕組み等について、国民の理解が得られるよう十分な広報を迅速かつ確実に行うこと。

制度スタート直後から、世論の厳しい批判があり、制度施行までの間の国における広報が不十分であった。

このため、国が責任を持って、地方の取組みとも連携しながら、制度の趣旨や仕組み等について、国民の理解が得られるよう、改めて十分な広報を迅速かつ確実に行うこと。

イ 今後実施される制度の見直しに際しては、長期的な視点に立ち、制度の安定を図り、大都市においても業務が円滑に実施できるよう、十分な準備期間を確保するとともに、国の責任において必要な財政措置を講ずること。

今後実施される制度の見直しに際しては、長期的な視点に立ち、制度の安定を図ること。市町村では、短期間で大規模なシステム改修や広報の実施、窓口における対応などの住民への説明等、膨大な事務を行うことになる。特に、大都市においては、十分な準備期間を確保するとともに、信頼できるシステムの構築やそれに関連する財政措置を講ずること。

(7) 医療提供体制の充実強化等

ア 医師確保対策を推進すること。

産科・小児科などの特定の診療科における医師不足が深刻な状況にあることから、これら診療科に係る診療報酬を一層充実するとともに、医師の養成・確保について抜本的な方策を講ずること。また、病院勤務医の過重労働の軽減や処遇の改善に繋がり、病院運営を適切に保つことができる施策を講ずること。

イ 救急医療体制を充実強化すること。

小児救急医療をはじめとする救急医療に係る診療報酬を、初期救急医療体制から救命救急センターに至るまで運営実態に見合うよう拡充するとともに、救急医療体制の整備を促進するため、十分な財政措置を講ずること。

ウ 市立病院への財政措置を充実すること。

救急、高度、特殊医療などの不採算診療部門を受け持つ市立病院の経営安定化のため、診療報酬の適正化を図ること。

エ 原爆症認定制度を適切に運用すること。

被爆者の原爆症の認定にあたっては、被爆者援護法の趣旨等を踏まえ、被爆者救済の立場に立って、制度運用を図るとともに、速やかな審査が行われるよう適切に対応すること。

(8) 新型インフルエンザ対策の推進

ア ガイドラインの内容と整合するよう、法的整理を進めること。

平成19年3月に示された13のガイドラインの内容について、感染症法と整合が図られていない点もあるため、法的整理を進めること。

イ ワクチン等の備蓄を推進するとともに、医療資機材等の整備のため必要な財政措置を講ずること。

プレパンデミックワクチンやパンデミックワクチンについて、具体的な接種計画を示すとともに、プレパンデミックワクチンについては、全国民分を準備すること。また、抗インフルエンザウイルス薬について、備蓄計画を改めて検討するとともに、地方自治体が行う備蓄に対し必要な財政措置を講ずること。さらに、感染防護服や医療資機材の整備のため標準規格等を示すとともに、各自治体に対し必要な財政措置を講ずること。

9 教育行政の充実

(1) 県費負担教職員制度の見直しにあたっての財政措置

ア 県費負担教職員制度の見直しにあたり、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。

指定都市立小・中・特別支援学校の教職員に係る給与費負担の移管については、教職員給与費だけでなく、急激に増加している退職手当や移管に伴って生じる事務関係経費を含めた所要額全額について税源移譲による財政措置を講ずるとともに、特別支援学校の設置数に応じた配慮をすること。

なお、準備のための十分な移行期間が必要であるため、早期に実施の時期と全体像を明確にすること。

イ 学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

中央教育審議会の答申や地方分権改革推進委員会の第1次勧告を踏まえ、学級編制や教職員定数、教職員配置等の包括的な権限移譲をすること。

なお、準備のための十分な移行期間が必要であるため、早期に実施の時期と全体像を明確にすること。

(2) 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっての財政措置等

ア 義務教育費国庫負担制度の見直しにあたり、税源移譲による財政措置を講ずること。

義務教育費国庫負担制度の見直しにあたっては、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るという国庫負担制度が担ってきた精神を引き続き尊重し、地域の実情に応じたより効果的な教育が展開できるよう、地方に負担転嫁することなく、安定的かつ確実な財源措置を確保した上で、これを廃止し、その所要額全額について、税源移譲による財政措置を講ずること。

イ 教職員配置の充実を図ること。

学級編制の標準の引下げを含めた新たな公立義務教育諸学校職員定数改善計画を早期に策定し、円滑な実施を図ること。その際、今後想定される教員需要に対応できる計画とし、「児童生徒支援加配」の充実や「教科担任制」の導入のための加配教員を確保すること。

(3) 義務教育施設等の整備促進

学校施設の整備促進のための財政措置を講ずるとともに、防災機能強化のための施策の充実を図ること。

学校規模の適正化を図り、安全で良好な教育環境を確保するため、所要額に見合う財政措置を講ずるとともに、学校施設の防災機能強化のための施策の充実を図ること。

なお、地方が自主的・計画的に施設整備に取り組むことができるよう、所要額全額について税源移譲による財政措置を講ずること。

10 廃棄物処理事業の促進

(1) リサイクル制度の改善

ア 容器包装リサイクル制度について、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、再商品化手法に応じた引取り品質基準を設けるなど、地方自治体の実情に合わせた改善を行うこと。

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、事業者と地方自治体との適切な役割分担、費用負担の制度化をさらに推進すること。

市民の利便性や収集処理工程全体の効率性、費用負担を十分考慮したうえで、再商品化手法に応じた引取り品質基準を設け、その手法については各地方自治体が選択できるようにすること。

再商品化についての情報を広く公開するとともに、地方自治体が再商品化の履行を確認できる制度とすること。

イ 家電リサイクル法について、要件の見直しを含め法対象品目を追加するなどの見直しを行うこと。また、不法投棄対策として、自治体が活用しやすい、資金面を含めた関係者間協力体制を構築するとともに、リサイクル費用を前払い制とすること。

製造事業者及び小売業者による効率的な回収が可能である大型・重量家電について、要件の見直しも含めて、対象品目の拡大を検討すること。また、引取り義務外品についても円滑な引取りが可能となる仕組みを構築すること。

不法投棄対策として、資金面を含めた関係者間協力体制を構築するとともに、メーカーの資金拠出の仕組みについては、自治体が活用しやすいものとすること。リサイクル費用を前払い制とすること。

ウ 地方自治体による処理が困難な一般廃棄物について、拡大生産者責任の考え方に基づき、処理過程での安全性の確保や製品の引取り及び処理について、製造事業者の責務を明確にすること。

有害性・危険性などから地方自治体による処理が困難な一般廃棄物について、製品の製造段階等において処理過程の安全性を確保するよう、製造事業者の責務を明確にすること。

製造等事業者による製品の引取り及び処理について法的な義務付けを行うなど、拡大生産者責任の考え方に基づく適正な処理・リサイクルを促進するための措置を講ずること。

(2) 廃棄物処理施設整備の充実

循環型社会形成推進交付金制度の拡充を図ること。

一般廃棄物の処理は、市町村の責務で行っているが、廃棄物処理施設の建設、改修、解体等においては、一時的に多額の経費が必要である。そのため、国の財政措置のない、ごみ処理施設等の建屋部分及び基幹的施設の機能回復、余熱利用施設等の建設、ダイオキシン類削減対策に係る整備並びに跡地への廃棄物処理施設の整備を伴わない廃棄物焼却施設の解体工事について、循環型社会形成推進交付金制度の対象とするなど交付金制度を拡充すること。

11 環境保全対策の充実

(1) 地球温暖化対策の推進

ア 「京都議定書」以降の長期的な温室効果ガスの削減目標を早期に設定し、国、地方自治体が協力してその達成に向けた取組みを進めることができるよう、国として先導的な役割を果たすこと。

地球温暖化による影響を許容範囲内に食い止めるためには、温室効果ガス排出量を大幅に削減する必要がある。将来の社会のあるべき姿を見据え、京都議定書に定める第一約束期間（平成20年～平成24年）以降の長期的な目標を早期に設定すること。

また、この達成に向けた助成措置を講ずるとともに、排出削減に向けた実効性ある対策を早期に実施すること。

イ 省エネルギーの推進を図るとともに、新エネルギーの導入目標を高い水準に設定し、その達成を図ること。

温室効果ガス排出量の削減に向け、省エネルギーの推進を図るとともに、新エネルギーの導入目標を高い水準に設定し、その達成を図ること。

また、省エネルギー・新エネルギーについては、技術面・コスト面の課題が多いことから、助成措置や優遇措置を拡充すること。

ウ 吸収源対策やヒートアイランド対策として、緑化地域の規制が都心部においても有効となるよう、制度の早期強化を図ること。

地球温暖化対策において吸収源対策は重要であり、ヒートアイランド対策の面からも大都市の中心市街地における緑化推進は不可欠の対策である。

しかし、都市の緑化を図る上で、都市緑地法における緑化地域の規制は、防火地域内の耐火建築物を適用除外としており、中心市街地では有効な規制となり得ていないため、当該制度の早期強化を図ること。

エ 自動車の「平均燃費規制」を導入するとともに、エコドライブやアイドリング・ストップを推進すること。

自動車の燃費基準は車両重量区分ごとに定められているが、車両の大型化により効果が相殺されていることから、「平均燃費規制」を導入すること。

また、より低燃費な運転方法であるエコドライブやアイドリング・ストップを支援する装置を装着した車両の普及や、運転免許取得・更新時に講習を行う際の講師・指導者となる人材の育成を図ること。

(2) アスベスト対策の推進

ア 大気汚染防止法に特定粉じん排出等作業時の大気中アスベストの濃度基準を設定し濃度測定義務を設けるとともに、迅速かつ正確な測定方法を検討すること。

建築物の解体・改修に伴うアスベストの飛散防止対策を確実に実施するため、特定粉じん排出等作業時にアスベストの飛散状況を施工業者自らが監視するよう、大気汚染防止法に濃度基準となる数値を設定するとともに濃度測定義務の規定を追加すること。

また、現行の大気環境中のアスベスト濃度の測定方法では時間がかかり、測定者の負担も大きいため、迅速かつ正確な測定方法を検討すること。

イ 吹付けアスベストの処理方法等に関する技術開発及びコストが低廉な処理技術の普及を図るとともに、吹付けアスベスト除去等の改善措置に対して、十分な支援措置を講ずること。

吹付けアスベストの適正な処理はコストが高く、事業者の負担が大きくなっていることから、処理方法等に関する技術開発及び低廉な処理技術の普及を図るとともに、吹付けアスベスト除去等の改善措置に対して、十分な支援措置を講ずること。

ウ アスベスト対策を進めるため目標とすべき生活環境における環境基準を制定するとともに、室内環境中のアスベスト濃度の評価基準を設定すること。

本人や家族にアスベストに関連する職歴や施設への立ち入り経験がない場合であっても、健康被害が生じることが問題になっていることを踏まえ、生活環境におけるアスベスト飛散量について判断する基準を制定すること。

また、室内においても健康被害が生じる恐れがあるため、室内環境中のアスベスト飛散量についても判断する基準を設けること。

12 災害対策の充実

(1) 震災対策の推進

公共建築物や公共構造物の耐震改修や防災公園等の整備のための必要な制度を充実すること。

建築物が密集し、甚大な地震被害が想定される大都市部においては、公共建築物や公共構造物の耐震診断、耐震補強のための改修・改築や、災害発生時に避難地・防災拠点となる防災公園等の整備が今後一層求められることから、必要な制度を充実強化すること。

(2) 水害対策の推進

ア 総合的な都市型水害対策のための必要な制度を充実強化すること。

都市型水害対策における雨水流出抑制策の一層の推進など、河川や下水道をはじめ都市全体で取り組む総合的な水害対策を推進するため、必要な制度を充実強化すること。

イ 大規模な洪水被害対策に必要な措置の充実強化を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を講ずること。

大都市においては、地球温暖化の影響といわれる異常気象により、大規模な洪水被害が近年多発していることから、被災状況を踏まえたより堅固な施設の構築や自然の外力の分散化を図る工法の採用、土地利用状況を考慮した治水対策の実施などの多様な整備手法に必要な措置の充実強化を図るとともに、災害の未然防止に向けた抜本的な対策を講ずること。

(3) 総合的な支援体制の充実

ア 消防救急無線デジタル化事業を推進するため、国の責任において必要な制度の充実強化を図ること。

消防救急無線のデジタル化は、緊急消防援助隊の円滑な運営等を推進するためには必要な事業であるが、本質的には限られた電波資源の有効利用を図るために国策であり、電波法関係審査基準にデジタル化への移行期限も定められている中、当該事業に着手するための事業費は巨額なものとなる。

また、指定都市には大都市特有の社会構造における消防需要のもと、それに応じた共通の財政需要が生じてきており、当該事業が指定都市にとって非常に大きな財政負担であることから、国の責任において、必要な制度の充実強化を図ること。

イ デジタル防災行政無線等、災害発生時における情報の収集・提供等のシステム構築を推進するため、必要な制度を充実強化すること。

デジタル防災行政無線や防災情報収集伝達システムは、災害発生時における情報の収集や市民への情報提供などを行うために必要不可欠であることから、これらの整備を推進するため、必要な制度を充実強化すること。

13 都市基盤の整備促進

(1) 下水道整備の促進

老朽施設の改築・更新、浸水対策等のための財源確保及び制度拡充を図ること。

老朽施設の改築・更新、浸水対策、施設の耐震性の向上、合流式下水道の改善、下水の高度処理及び下水道資源・施設の有効活用のための財源確保及び制度拡充を図ること。

(2) 道路の着実な整備と財源の強化等

ア 大都市に必要な道路整備のための財源を確保すること。

社会経済活動の中核をなす大都市において、道路は最も基礎的な都市基盤施設であるため、適切な財政措置を講ずるとともに、新たな整備計画の策定にあたっては、地方自治体の声を十分配慮すること。

イ 国直轄事業の地方負担については、廃止をすること。

地方自治体の財政に対して、大きな負担を課す国直轄事業負担金については、廃止をすること。特に維持管理費については、地方負担金を直ちに廃止し、本来の管理者である国が全額を負担すること。

(3) 都市河川整備の促進

都市水害から住民の生命・財産を守るため、都市河川の整備について、所要の財政措置を講ずること。

近年、都市水害が頻発しているが、大都市に多くの中枢機能が集中している現状から見て、住民の生命・財産を守るため、より一層の治水安全度の向上を図ることが急務である。また、魅力ある都市を形成するためには、市街地整備等のまちづくりと一体となって安全で良好な水辺空間を創出する必要がある。このような地域住民の生活に密着した都市河川の整備に対して、所要の財政措置を講ずること。

(4) 都市公園の整備及び緑の保全・創出の推進

ア 都市公園の整備、緑地の保全・育成及び都市緑化の推進について、再整備を含めた必要な財政措置を講ずること。

大都市では社会構造の変化が著しく、災害時における都市公園の果たすべき機能が重要視されていること、水や緑など自然資源の保全や再生を求める要請が極めて強いことから、緑とオープンスペースの確保、相続時に開発される事例が多い市街地における民有緑地など、都市環境の保全や水と緑のネットワークの形成が必要である。

また、既存公園の再整備、防災公園等の整備の推進及び公園整備に必要な用地取得に係る財政措置を拡充すること。

イ 都市における緑地の保全、緑化推進に係る税制上の施策の充実を図ること。

景観緑三法の目的達成のために、税制上の軽減措置をさらに拡充することが必要である。

大都市の民有緑地が市民緑地等に活用しやすくなるよう、市民緑地、特別緑地保全地区、借地公園についての税制上の負担軽減を図るとともに、自治体の土地取得や施設整備に係る財政措置の拡充を図ること。

また、緑地保全地域については土地所有者の理解を得るためにも、税制上の負担軽減等、優遇措置の拡充を図ること。

ウ 緑地等が相続税対策のために物納された際には自治体への優遇措置を図ること。

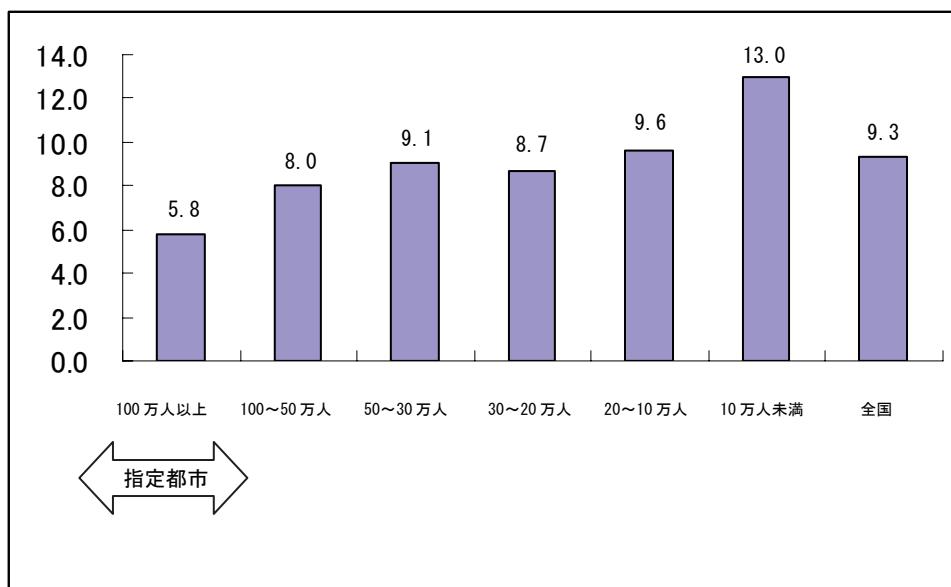
緑地喪失の主な原因が相続税の納税対策であることから、自治体が積極的に緑地を保全できるよう、地方財政の負担を軽減すること。

例えば、物納された国有財産を自治体へ払い下げる際の優遇措置の復活や、自治体による買取を複数年度に平準化すること等の措置を講ずること。

社会資本整備重点計画における重点目標の達成状況

項目	平成 18 年度 末実績
○都市域における水と緑の公的空間確保量 【H19までに約1割増 $12\text{ m}^2/\text{人}$ (H14)→ $13\text{ m}^2/\text{人}$ (H19)】	約 8 % 増
○一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが確保された大都市の割合 【約 9% (H14)→約 25% (H19)】	約 20 %

一人当たりの都市公園等面積 (m^2) H19. 3. 31 現在
(緑の政策大綱による目標 20 m^2)



14 港湾の国際競争力の強化

(1) 用途制限等に対する更なる規制緩和

ア 港湾区域内の埋立地の用途や処分制限についての規制緩和を図ること。

工場等の誘致は、輸出入貨物量を増加させ、日本の港湾の国際競争力強化に効果的であることから、港湾区域内の埋立地の用途や処分に関する制限について、一定条件に該当する場合、制限期間を10年から5年に短縮する特例措置を免許権者の裁量で短縮できるようにするなど、規制緩和を図ること。

イ 港頭地区の工場建設等に対する税制面の優遇措置を図ること。

グローバルな誘致競争に勝ち抜くためにも、国内への工場、物流施設等に対する税制面の優遇措置を図ること。

(2) 都市の安全・安心を支える港づくりへの支援

安全・安心対策のための港湾施設の整備及び維持管理に対する支援制度を充実強化すること。

大規模地震等の災害に対して被害を最小限にするため、耐震強化岸壁の整備や津波・高潮対策の堤防整備とともに港湾施設や海岸保全施設の維持管理が重要である。

しかし、港湾施設や海岸保全施設の維持管理や国家の安全保障にかかわる保安対策については、地方財政に多くが委ねられており、国としての統一的な対策を行わていない。

したがって、これらの安全・安心対策については国の責任において取り組むとともに、港湾施設や海岸保全施設の整備及び維持管理のための財政措置や人材育成等に関する支援制度の充実強化を図ること。

15 住宅対策の充実

(1) 住まいの耐震性に関する信頼の確保

ア 既存民間建築物の耐震化に向けた施策の充実強化を図ること。

建築物が集積し、甚大な地震被害が想定される大都市部においては、既存民間建築物の耐震診断の推進と速やかな耐震化が求められている。

については、これらの取組みが真に実効あるものとして進められるよう、住宅・建築物耐震改修等補助事業に係る対象要件を緩和するなど、制度と財政の両面からの充実強化を図ること。

イ 建築物に対する市民の信頼確保に向け、より的確で実効性のある建築確認・検査制度の運用等について検討すること。

建築物に対する市民の信頼確保に向け、建築確認・検査の厳格化という改正建築基準法等の主旨を十分に踏まえた上で、制度改正の効果や課題を実態に即して適切に把握し、より的確で実効性のある法制度の運用等について検討していくこと。

その際には、国、地方公共団体、指定確認検査機関、指定構造計算適合性判定機関、事業者等の各主体の役割と責任、費用負担のあり方を明確にすることに特に留意すること。

(2) 住宅セーフティネットの機能向上

公的賃貸住宅の計画的な整備・改善、適切な維持保全、管理の一層の適正化に向け、関連制度等の充実強化を図ること。

大都市部においては、少子高齢化や家族形態の変化、社会的弱者の多様化が急速に進行しており、公営住宅をはじめとする公的賃貸住宅の役割が一層重要となっていきる。

については、老朽化した住宅の割合が高まる中、各市が計画的な整備・改善、適切な維持保全を進められるよう、また、住宅困窮者への確実な住宅の提供を行うために管理の一層の適正化を図れるよう、必要な措置を講ずること。

特に、耐震性の確保、既存ストックの活用、福祉施策との連携、団地コミュニティの活性化、民間活力の導入などの視点からの取組みを推進していくため、地域住宅交付金制度の基幹事業の対象の拡充や、公営住宅制度等における地域の実情に応じた選択肢の拡大など関連制度の充実強化を図ること。

(3) 安全・安心で美しい住宅市街地への再編

ア 住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等の推進に必要な措置を講ずること。

大都市部に集中している密集市街地等における防災性・住環境の向上や、良質な住宅の供給、さらには、合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を促進し、既成市街地を安全・安心で美しい市街地へと再編していくため、住宅市街地総合整備事業や市街地再開発事業等について、事業対象の拡充を図るなど、事業の推進に必要な措置を講ずること。

イ 既存マンションの適切な維持管理や円滑な修繕・建替え等に向け、関連制度の充実強化を図ること。

マンションは大都市における主要な居住形式の一つとなっており、今後老朽化したものが急増し、適切な維持管理や円滑な修繕・バリアフリー化・建替えを図ることが一層重要となることを踏まえ、管理組合への支援制度や、マンション建替え円滑化法等の効果的な運用に向けた関連制度の充実強化を図ること。

16 上水道事業の促進

(1) 健全財政の確保に対する財政措置の拡充

水道事業経営基盤の安定を図るために、水道整備事業の推進にあたって、健全財政の確保に資する所要の財政措置を講ずること。

水道事業を取り巻く社会・経済状況が大きく変化する中、安定した水源の確保・開発や老朽化した基幹水道施設の更新・改良、多様化・複雑化する住民ニーズに対応した高度浄水施設等整備など施設水準の向上にも適切に対応していく必要がある。

これらの施設整備には、莫大な事業費を要するが、直接料金収入の増加につながらず、財源のすべてを水道事業者の負担で賄うことは、極めて困難な状況にあることから、所要の財政措置を講ずること。

(2) 災害対策の推進に対する財政措置の強化

ア 貯水施設、浄・配水施設、管路などの水道施設のライフライン機能強化や安全強化を図るために行う整備事業等の推進にあたり、所要の財政措置を講ずること。

また、安全対策事業に係る一般会計出資制度について、制度の拡充及び所要の財政措置を講ずること。

阪神・淡路大震災を始めとする大災害の発生や東海地震に係る地震防災対策強化地域の指定拡大、あるいは米国での同時多発テロを契機とした災害に強い水道施設の整備、安全対策が課題となっていることから、水道施設のライフライン機能強化や安全強化を図るために行う整備事業等の推進にあたり、所要の財政措置を講ずること。

また、一般会計出資制度についても、施策実施期間の延長や管路の耐震性強化事業に対する出資制度の復活など、より一層の制度拡充と必要な財政措置を講ずること。

イ 災害時における迅速な復旧を図るため、水道施設を「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下、「激甚法」という。) 第3条に規定する災害復旧事業の対象施設とすること。

現在、水道施設の災害復旧に対する補助は、水道施設災害復旧費補助金交付要綱に基づき対応しているが、水道施設は、「激甚法」で指定する他の公共土木施設と変わりなく、災害の速やかな復旧を図り、公共の福祉の確保に資することが必要となる施設である。

近年頻発している地震災害に迅速に対応するためにも「激甚法」第3条に規定する対象事業に「上水道」を加えること。

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」

第3条の規定による災害復旧事業

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定を適用する災害復旧事業)

対象事業（現行）	災害復旧事業	対象事業（提案改正案）
1 河川 2 海岸 3 砂防設備 4 林地荒廃防止設備 5 地すべり防止施設 6 急傾斜地崩壊防止施設 7 道路 8 港湾 9 漁港 10 下水道 11 公園	→	1 河川 2 海岸 3 砂防設備 4 林地荒廃防止設備 5 地すべり防止施設 6 急傾斜地崩壊防止施設 7 道路 8 港湾 9 漁港 10 下水道 11 公園 12 上水道